

*このメールはJASA会員の連絡ご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

JASA Member News 2021年度 039号をお届けいたします。

≫≫ お手数ですが、ぜひ各記事のご担当者様への転送をお願いいたします ≪≪

- =====
1. ET & IoT 2021会員限定特別プラン「JASAパビリオン」
 2. 令和3年度「テレワーク先駆者百選」の募集
 3. 障害者差別解消法等に係る再周知と調査依頼
- =====

『会員ビジネス情報』 会員のビジネス情報を外部発信！

≫ URL <https://www.jasa.or.jp/members/member-news/>

≫ 『JASA Member News』バックナンバー / 任意購読追加・削除

https://www.jasa.or.jp/archive/pr_archive/jasa-member-news/

=====

1. ET & IoT 2021会員限定特別プラン「JASAパビリオン」
(JASA ET事業本部)

ET & IoT 2021では、会員企業にご出展いただくための「JASAパビリオン」を企画しました。個社での出展が難しいサービスやプロダクト、ソリューション等の訴求、開発技術等を網羅した業界カオスマップによる企業の立ち位置を明記、パビリオン全体でのリード獲得など、会員企業に特化した限定プランです。

この機会に会員限定となる本パビリオンへのご参加をお願い申し上げます。

JASAパビリオンの特徴として

- ① パビリオン内での展示、配布、接客が可能
- ② ET/IoTカオスマップへの掲載
- ③ パビリオン全体でのリード獲得

JASAパビリオン詳細

⇒ https://jasa.or.jp/dl/et/ETIoT2021_JASApavilion.pdf

パビリオンに関するお問い合わせ・お申込み等

ET&IoT事務局（株式会社ナノオプト・メディア 内）

【TEL】 03-6258-0582 【Email】 sales-info@f2ff.jp

□■ ET&IoT 2021 ■□

会期：2021年11月17日（水）～2021年11月19日（金）

会場：パシフィコ横浜

主催：一般社団法人 組込みシステム技術協会

公式サイト：<https://www.jasa.or.jp/expo/>

=====

2. 令和3年度「テレワーク先駆者百選」の募集 (総務省)

令和3年度の総務省「テレワーク先駆者百選」の募集をご案内いたします。
ご多用の折、大変恐縮ですが、ご検討、ご応募いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

□ 募集期間 令和3年9月17日(金)～10月12日(火)【必着】

□ 募集対象者

テレワークによる勤務が就業規則等に定められている企業・団体（民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等、特定非営利活動法人、都道府県・市町村等の地方公共団体及びそれに準ずる団体）

□ 応募方法

<https://www.libertas.co.jp/tw-pioneer/>

□ 報道発表はこちら

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000323.html

=====

3. 障害者差別解消法等に係る再周知と調査依頼 (経済産業省 情報産業課)

平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行されておりますが、同法の更なる普及啓発と適切な運用のため、以下の御協力をお願いします。

平成27年11月、当省は、障害者差別解消法に基づき、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年経済産業省告示第250号。以下、「対応指針」という）を策定、公表しております。当該対応指針の内容について障害者差別解消法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知をお願いします。

» 相談事例等の調査

障害者差別解消法の運用をさらに実効性のあるものとしていくため、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の提供」、「環境の整備」に関する相談事例等を収集させていただきます。つきましては、把握されている相談事例等のうち、広く情報共有することが望ましいものや特徴的なものがございましたら、別添の調査票に記入の上、以下の要領にてメールでご提出ください。（対象期間：令和2年4月～令和3年3月）

【回答要領】

- ・ 回答期限：令和3年9月24日（金）15時（該当事例が無い場合は回答不要）
- ・ 回答先：経済産業省経済産業政策局経済社会政策室
大羽<oba-mayu@meti.go.jp>、 小林<kobayashi-haruka@meti.go.jp>
- ・ 調査票(Excel形式)：<https://jasa.or.jp/dl/gov/20210921.xlsx>

» 障害者雇用促進法の再認識

障害者差別解消法と同じく、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号。）についても、平成28年4月に施行されています。

同法は、事業主の障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を定めております。同法についても、障害者差別解消法と併せて貴団体の加盟企業等に対し、再度の周知をお願いします。

» 「電話リレーサービス」

聴覚や発話に障害のある方による電話の利用の円滑化のため、手話通訳者などがオペレータとして、聴覚や発話に障害のある方と耳のきこえる方の意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」が、2021年7月1日にサービスを開始しており、周知をお願いします。

□ 「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

- 「障害者差別解消法リーフレット」
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo/print.pdf
- 「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/downloadfiles/ts_meti.pdf
- 「障害者雇用促進法改正法パンフレット」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000099915.pdf>
- 「電話リレーサービス」（総務省HP）
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html

=====

» 『会員向けメニュー』

<https://www.jasa.or.jp> (JASAホームページ最上段右手)

⇒ 会員限定サービス ⇒ 会員情報変更

⇒ 会員情報配信支援(JASAホームページ掲載/メール・SNS発信)

=====

» JASA Member News受信希望者の追加・削除は、上記Email宛にお知らせください。

「」 発信元 「」

一般社団法人 組込みシステム技術協会

Email jasainfo@jasa.or.jp

Facebook: <https://www.facebook.com/Embedded>

Twitter: <https://twitter.com/JASA07057256>